

森林所有者に対する案内

森林所有者の皆様へ

県内の森林を、重視すべき機能等に応じて 「木材生産林」と「環境保全林」に区分します

目的

- 森林の区分作業によって、所有森林の利活用の方向を明確にし、森林が有する機能を十分に発揮させるための施策を展開することを目的としています。

利活用の方向

- 「木材生産林」は、継続的な木材生産を目指して、植栽や下刈り、間伐などの森林施業を行う森林です。
- 「環境保全林」は、木材生産を目指さない、強度な間伐や不用な木竹の除去などの整備を行う森林です。

区分の方法

- 森林の植生状態、立地条件、利用実績、地域特性を勘案した「木材生産林」と「環境保全林」の区分案をお示しますので、それをもとにご検討いただきます。
- 森林の区分作業は、森林所有者自らが所有森林の利活用を明確にさせていただくための手段であり、基本的にはご自身の判断で決定していただくものです。

区分による制限等

- 森林区分は、所有森林の利活用の方向を明確にするとともに、森林の有する多面的機能の発揮を目的として実施するもので、私権を制限するものではありません。
- 森林区分は、社会情勢の変化等を考慮し、5年程度で見直しを行いたいと考えています。

留意事項

- 森林・林業基本法では、森林の有する機能を確保するための整備及び保全を図ることは、森林所有者の責務とされています。
- 県は、森林の区分に応じて、植栽や下刈り、間伐などの森林施業に対する支援や、強度な間伐、里山の整備に対する助成などの施策を行います。
- 強度な間伐や、里山林の整備にあたっては、一定期間（10年間）における伐採等の制限を含む協定の締結が必要となり、それに反した場合は、県が負担した費用を支払っていただきます。
- 今後も間伐される見込みがなく、強度な間伐の実施を希望される場合は、「環境保全林」に区分していただく必要があります。
- 区分についての意思確認ができない場合、スギやヒノキ等の人工林は「木材生産林」に、広葉樹等の天然林は「環境保全林」に区分されますのでご承知願います。

お問い合わせ先

<市担当>

- 農林課

内線613

0745-62-3001

<県担当>

- 森林区分全般について

林政課 企画係

0742-27-7471

- 区分に基づく支援について

・スギやヒノキ等の人工林

森林整備課

森林育成係

// 27-7475

・広葉樹等の天然林

緑化推進係

// 27-7612

森林区分について

県では、平成22年3月26日制定の「奈良県森林づくり並びに林業及び木材産業振興条例」に基づき、「奈良県森林づくり並びに林業及び木材産業振興指針」を策定して、県内の森林を重視すべき機能等に応じた「木材生産林」と「環境保全林」に区分し、それぞれの目的に応じた森林づくりを推進します。

森林区分	森林の基準	施策の方向
木材生産林		
第1種木材生産林	○事業者等が、県との協定に基づき、低コスト集約化施業により木材生産を行う森林	○県が、協定を締結した林業事業者等が行う、低コスト集約化施業に対し重点支援を実施 採択要件として、施業面積及び出材量に規模要件を設定 (低コスト集約化施業…作業道整備、林業機械導入、利用間伐等)
第2種木材生産林	○森林所有者自らが木材生産を行う、第1種木材生産林以外の森林	○県が、森林所有者自らによる木材生産に対し 既存の補助事業等の活用による支援を実施
環境保全林		
施業放置解消林	○県が、市町村、森林所有者との三者協定に基づき、施業制限を条件に、強度間伐の実施により施業放置の解消を図る森林	○県が、市町村、森林所有者との三者が10年間の施業制限(主伐禁止等)協定を締結した森林について、強度間伐を実施
里山整備・利用林	○整備実施者が、森林所有者との協定に基づき、里山林として整備・利用を行う森林	○県が、森林所有者と整備実施者との整備協定(10年間の現状維持)に基づき、整備実施者が行う、不用木竹の除去や下層植生(ササ、かん木等)の刈り払いに対し助成を実施
立入利用・眺望活用林	○県が、森林所有者との整備協定、及び、市町村と森林所有者との維持管理協定に基づき、立入利用や眺望活用のための整備を行い、県民等の利活用に供する森林	○県が、森林所有者との整備協定、及び、市町村と森林所有者との維持管理協定に基づき、不用木竹の除去や下層植生(ササ、かん木等)の刈り払い、広葉樹の植栽、林内歩道・標識・休憩施設の整備等を実施
法定伐採制限林	○森林所有者等による伐採等の行為が、自然公園法等関係法令により制限される森林	○県及び市町村等が、関係法令に基づき伐採等を制限(伐採禁止、許可や届出)
現状維持林	○森林所有者等が、伐採等の行為を行わず現状で維持・保全する森林	○県及び市町村が、県地域森林計画及び市町村森林整備計画に対象区域を規定し、不適正事象に対する指導、勧告を行うとともに、県が、現状保全に支障となる枯損木や下層植生除去に対する支援を実施

森林区分のイメージ図

